

議員提出第7号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成23年5月30日

提出者

足立区議会議員	加藤和明
同	うすい浩一
同	ぬかが和子
同	鈴木あきら
同	浅古みつひさ
同	藤沼壮次
同	ほっち易隆
同	前野和男
同	あかし幸子
同	鈴木けんいち

足立区議会議長 吉岡茂様

(提案理由)

議員定数の減に伴い、委員の定数等について変更する必要があるので、本案を提出する。

## 足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

足立区議会委員会条例（昭和31年足立区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「10人」を「8人」に改め、「（予算委員会の所管に属するものを除く。）」を削り、同項第2号中「8人」を「7人」に改め、同項第3号中「8人」を「7人」に改め、同項第5号中「8人」を「7人」に改め、同項第7号を削り、同条第2項及び第3項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。